

(参考) 募集要項 - 平成25年度アウトリーチ(訪問支援)研修

募集要項の別添資料、別添様式については掲載しません。内閣府ホームページを参照ください。

「アウトリーチ（訪問支援）研修」に係る研修生募集要項

1 趣旨

内閣府では、ニート、ひきこもり等の子ども・若者の支援を目的とした子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づき、平成 22 年度より現場の支援員を対象として、実地研修を伴う「アウトリーチ（訪問支援）研修」を実施しており、25 年度についても引き続き本要項のとおり研修生の募集を行うものとする。

2 募集人数

予算の範囲内で公的機関、民間団体の職員及び前記以外の者計 30 名を上限とするが、調整の結果、30 名以下の応募であっても、全ての研修希望者が受講できるとは限らない。

3 研修内容

- (1) **事前研修**：実地研修に向け、アウトリーチの事例を用いた演習及びその特性についての理解と、訪問支援員に資する専門分野の講義を行う。

研修生は、平成 25 年 7 月 29 日（月）から 8 月 2 日（金）まで、東京において実施する事前研修（講義形式）に参加する（別添資料 1）。

- (2) **実地研修**：アウトリーチの実績を有するものとして、内閣府が指定する研修受入団体（以下「研修受入団体」という。）において、その手法や当事者との個別的、継続的な関わりを通じ、効果的な支援方策を体得する。また、自己の所属する機関、団体とは異なる支援の在り方に触れ、広く学びを得る。

研修生は、平成 25 年 8 月以降、研修受入団体において、2 週間の実地研修に参加する。各研修受入団体の概要及び研修内容は別添様式 3 を参照のこと。

研修希望者は、希望する研修受入団体のコース（期間）を第 6 希望まで記入する（別添様式 3）。ただし、必ずしも希望どおり受入れられるものではなく、必要に応じて内閣府において調整を行う。

なお、公的機関の職員については自己の所属する機関及び同系統の機関を、民間団体の職員については自己の所属する団体を、実地研修先として希望することはできない。

- (3) **事後研修**：実地研修での学びと気づきを共有し、今後の支援に役立てる。

研修生は、平成 26 年 2 月 17 日（月）から 19 日（水）まで、東京において実施する事後研修（講義形式）に参加する。

4 経費等

(1) 交通費

- ① 最寄りの公共交通機関の駅(*)から事前研修先、事後研修先及び実地研修先までの交通費(*)は、各 1 往復分のみ内閣府が負担。

(*) 最寄りの公共交通機関の駅及び交通費の額は、自宅又は職場の最寄駅(バスを含む。)から、研修会場までの合理的かつ経済的な経路及び方法により決定する。

- ② 宿泊先と実地研修先の往來に必要となる交通費は、研修生が負担。

- ③ 宿泊をせず、日々自宅から研修先に通う場合に要する交通費は、内閣府が負担。ただし、飛行機又は新幹線などの特急列車を用いることが相当な場合は、①のとおり1往復分のみ内閣府が負担。
- (2) 研修期間中の宿泊費及び実地研修中の事故に備えるための損害保険の保険料は、内閣府が負担。
- (3) 実地研修中の宿泊先については、研修受入団体が宿泊先を指定する場合にはそれに従い、特に指定がなければ、内閣府が指定する。
- (4) 本研修の受講は無料であるが、研修受入団体が指定する教材等（テキスト、書籍等）の購入が必要な場合の当該費用については研修生が負担。

5 応募資格

公的機関の職員については、下記（1）及び（5）から（8）までの全てに該当する者とする。民間団体の職員については、（2）、（3）及び（5）から（8）までの全てに該当する者とする。前記以外の者については、（4）及び（6）から（8）までの全てに該当する者とする。

- (1) 青少年センター、教育センター、保健所など都道府県・市区町村の機関において、3年以上のニート、ひきこもり、不登校、高校中退等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「困難を有する子ども・若者」という。）に関する支援又は相談業務の現場経験を有し、本研修後においてアウトリーチを業務として行うことが予定されている職員（地方独立行政法人等地方公務員に準ずる者を含む。）であること。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体に所属し、3年以上の困難を有する子ども・若者に関する支援又は相談業務の現場経験を有し、本研修後においてアウトリーチを業務として行うことが予定されている職員であること。
- (3) 所属する団体は、特定非営利活動促進法第12条第1項第3号を満たし、かつ、当該団体の役員（権利能力なき社団にあっては、その代表者）が同法第20条各号、国家公務員法第38条各号又は地方公務員法第16条各号のいずれかに該当しないこと。
- (4) 短期大学、専門学校、大学又は大学院の教育、福祉、保健、医療等に関連する学科・研究科を卒業・修了した、30歳未満の者であって、困難を有する子ども・若者に関する支援（特に訪問支援）又は相談業務に関心を持ち、今後、この分野での活動を希望する者であること。
- (5) 所属機関・団体において週3日以上勤務実績がある者であること。
- (6) アウトリーチの在り方について「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省平成22年度5月公表）「4-5 訪問支援（アウトリーチ型支援）」に示された考え方を理解し同意している者であること。
http://c11vgh65.securesites.net/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf
- (7) 内閣府が主催する過去のアウトリーチ（訪問支援）研修の参加者でないこと。
- (8) 「3 研修内容」の全日程に参加できる者であること。

6 所属する団体の長による推薦

上記（４）を除く、公的機関及び民間団体の職員の本研修の参加に当たっては、所属する機関・団体の長の推薦を必要とする。

7 応募先及び応募方法

（１） 応募先及び本事業に関する問い合わせ先

〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 4 階
内閣府 子ども若者・子育て施策総合推進室 青少年支援担当 海老澤・柏木
TEL：03-5253-2111

※ 応募書類の電子データ（ワード及びエクセル）が必要な場合は、御連絡ください。

（２） 応募書類と提出方法

公的機関及び民間団体の職員は、下記（ア）、（イ）及び（エ）から（カ）まで、前記以外の者は、（ア）、（ウ）、（エ）、（カ）及び（キ）の書類（各 1 部）を上記（１）へ郵送する。

（ア）略歴書（別添様式 1）

（イ）出願書（別添様式 2-1）※公的機関及び民間団体職員用

（ウ）出願書（別添様式 2-2）※公的機関及び民間団体職員以外用

（エ）希望する研修受入団体のコース（期間）（別添様式 3）

（オ）研修希望者の所属する団体の長からの推薦書（別添様式 4）

（カ）個人情報の取扱いに関する誓約書（別添様式 5）

（キ）「5 応募書類（４）」の各学校を卒業したことを証明する修了証書等の写し

※ 応募書類は、内閣府から各自が希望する研修受入団体に送付する。ただし（エ）については志望理由のみ研修受入団体に送付する。

（３） 応募受付期間

平成 25 年 4 月 10 日（水）～6 月 3 日（月）必着

8 研修生の決定

（１） 内閣府は、研修受入団体と調整の上、平成 25 年 6 月 28 日（金）までに研修生を決定し、研修希望者が所属する機関・団体の長に対してその結果を通知する。また、研修生の氏名及び所属団体名は、各都道府県・政令市にも連絡する。

（２） 研修生の決定は、（別添資料 2）の方法による。なお、各研修受入団体が研修生を受け入れなかった理由については、回答しない。また、提出書類の返却はしない。

9 修了証書

研修受入団体からの報告及び研修生が作成する研修報告書の内容を踏まえ、原則「3 研修内容」の全日程を修了したと認められる者に対して、内閣府と実地研修先との連名の修了証書を交付する。

10 その他

（１） 研修受入団体より、受入可否の判断をするために、当該団体への受入れを希望する者に

対し、電話又はE-mailで連絡することがある。

- (2) 研修受入団体が研修計画書で提示している同行訪問において、必ずしも被支援者と対面できるとは限らず、また研修内容についても研修受入団体及び被支援者の都合等で変更になることもある。
- (3) 選考の結果、研修生として決定された場合は、内閣府が平成22年3月に発行した「ユースアドバイザー養成プログラム（改訂版）」（特に第3章から第5章まで）を一読した上で、事前研修に参加いただきたい。

http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua_mkj.html